

新旧対照表

現 行
<p>(耐火建築物等)</p> <p>第17条の2 老人福祉施設等（消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（六）項ロに規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設又は障害者支援施設をいう。以下この章において同じ。）の用途に供する建築物は、次に掲げる構造としなければならない。</p> <p>(1) 2階における老人福祉施設等の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超える場合においては、耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物とすること。</p> <p>(2) 2階における老人福祉施設等の用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超える場合においては、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物（その<u>主要構造部</u>の性能が政令第110条第1号に掲げる基準に適合するものを除く。）とすること。</p> <p>(木造の重層長屋の階数制限)</p> <p>第25条 都市計画区域内にある重層長屋（住戸又は住室の垂直方向に他の住戸又は住室の全部又は一部を有する長屋をいい、耐火構造建築物（耐火建築物又は<u>主要構造部</u>が耐火構造であり、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に政令第137条の10第4号に規定する20分間防火設備（第2号において「20分間防火設備」という。）を設けた建築物をいう。次条第1項において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）で主要構造部である柱又ははりが木造であるものは、地階を除く階数を2（次に掲げる重層長屋にあつては、3）以下としなければならない。</p> <p>(1) 延べ面積が200平方メートル未満の重層長屋（法第27条第1項第1号に規定する基準に従って警報設備を設けたものに限る。）</p> <p>(2) 準耐火構造建築物（準耐火建築物又は法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に20分間防火設備を設けた建築物をいう。次条第1項において同じ。）である重層長屋</p> <p>(3) 防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第194号）第4第1号イ(1)から(8)まで及び(9)ただし書に定める構造方法を用いた重層長屋</p> <p>(建築物の<u>主要構造部</u>等に関する制限の特例)</p> <p>第27条の3 政令第108条の3第3項に規定する建築物に対する第7条第4項から第6項まで、第15条、第24条、第25条、第26条第1項及び第27条の8第2項の規定の適用については、当該建築物の部分で<u>主要構造部</u>であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p> <p>2 政令第108条の3第4項に規定する建築物に対する第7条第4項及び第5項の規定の適用については、当該建築物の部分で<u>主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造と、その防火設備の構造は政令第112条第1項に規定する特定防火設備とみなし、第7条第6項、第15条、第24条、第25条、第26条第1項及び第27条の8第2項の規定の適用については、当該建築物の部分で<u>主要構造部</u>であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p> <p>(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用)</p> <p>第27条の4 区画部分（政令第128条の6第1項に規定する区画部分をいう。以下この項において同じ。）のうち、当該区画部分が同条第2項に規定する区画避難安全性能を有するものであることについて、同条第3項に規定する区画避難安全検証法により確かめられたもの及び同条第1項の規定による認定を受けたものについては、第17条の3の規定は、適用しない。</p> <p>2・3 (略)</p>

改 正 案
<p>(耐火建築物等)</p> <p>第17条の2 老人福祉施設等（消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（六）項ロに規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設又は障害者支援施設をいう。以下この章において同じ。）の用途に供する建築物は、次に掲げる構造としなければならない。</p> <p>(1) 2階における老人福祉施設等の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超える場合においては、耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物とすること。</p> <p>(2) 2階における老人福祉施設等の用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超える場合においては、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物（その<u>特定主要構造部</u>（法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）の性能が政令第110条第1号に掲げる基準に適合するものを除く。）とすること。</p> <p>(木造の重層長屋の階数制限)</p> <p>第25条 都市計画区域内にある重層長屋（住戸又は住室の垂直方向に他の住戸又は住室の全部又は一部を有する長屋をいい、耐火構造建築物（耐火建築物又は<u>特定主要構造部</u>が耐火構造であり、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に政令第137条の10第1号ロ(4)に規定する20分間防火設備（第2号において「20分間防火設備」という。）を設けた建築物をいう。次条第1項において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）で主要構造部である柱又ははりが木造であるものは、地階を除く階数を2（次に掲げる重層長屋にあつては、3）以下としなければならない。</p> <p>(1) 延べ面積が200平方メートル未満の重層長屋（法第27条第1項第1号に規定する基準に従って警報設備を設けたものに限る。）</p> <p>(2) 準耐火構造建築物（準耐火建築物又は法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に20分間防火設備を設けた建築物をいう。次条第1項において同じ。）である重層長屋</p> <p>(3) 防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第194号）第4第1号イ(1)から(8)まで及び(9)ただし書に定める構造方法を用いた重層長屋</p> <p>(建築物の<u>特定主要構造部</u>等に関する制限の特例)</p> <p>第27条の3 政令第108条の4第3項に規定する建築物に対する第7条第4項から第6項まで、第15条、第24条、第25条、第26条第1項及び第27条の8第2項の規定の適用については、当該建築物の部分で<u>特定主要構造部</u>であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p> <p>2 政令第108条の4第4項に規定する建築物に対する第7条第4項及び第5項の規定の適用については、当該建築物の部分で<u>特定主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造と、その防火設備の構造は政令第112条第1項に規定する特定防火設備とみなし、第7条第6項、第15条、第24条、第25条、第26条第1項及び第27条の8第2項の規定の適用については、当該建築物の部分で<u>特定主要構造部</u>であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p> <p>(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用)</p> <p>第27条の4 区画部分（政令第128条の7第1項に規定する区画部分をいう。以下この項において同じ。）のうち、当該区画部分が同条第2項に規定する区画避難安全性能を有するものであることについて、同条第3項に規定する区画避難安全検証法により確かめられたもの及び同条第1項の規定による認定を受けたものについては、第17条の3の規定は、適用しない。</p> <p>2・3 (略)</p>